

令和4年度 岡山県保育士修学資金

| | |
|-----------------|--|
| 発信元 | 岡山県社会福祉協議会 福祉支援部生活支援班 |
| 対象学部・学科 | こども育成学科 |
| 対象学年 | 全学年 |
| 募集人数 | 30名程度 |
| 応募資格 | ① 卒業後、岡山県内（県外の所定の国立施設等で従事する場合を含みます。）の従事先施設等において児童の保護等に従事しようとする方 ② 優秀な学生であって、家庭の経済状況等から真に貸付が必要と認められる方 |
| 貸付限度額 | 修学資金（学費） 月額50,000円 入学準備金 200,000円（初回送金時に貸付） 就職準備金 200,000円（卒業時に貸付） ※入学準備金は、原則として1年次から貸付を受ける場合にのみ利用できます。 |
| 返還について | 卒業後1年以内に保育士登録を行い、岡山県内の従事先施設等において児童の保護等に従事し、かつ、5年間引き続き当該業務に従事したとき等は、返還債務が免除されます。詳細は募集要項のとおり。 |
| 併用の可否 | 原則不可 ※ただし高等教育修学支援制度（日本学生支援機構給付奨学金・授業減免）については併用可 |
| 学内締切 | 9月6日（火） 学生部まで申し出ること。 |
| 問い合わせ 希望申し出先 | 学生部（Tel 086-901-0515） |

保育士を目指す学生を応援します！

岡山県保育士修学資金貸付制度

岡山県保育士修学資金貸付制度とは

社会福祉法人岡山県社会福祉協議会が、岡山県内の養成施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6に基づき岡山県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設をいいます。以下同じ。）に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対し、修学資金の貸付を行う制度です。

指定保育士養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、岡山県内の従事先施設等において児童の保護等に従事し、かつ、5年間引き続き当該業務に従事した場合、返還が免除されます。

1. 貸付対象者（以下の要件をいずれも満たす方）

- (1) 岡山県内の養成施設に在学する方
- (2) 養成施設卒業後、岡山県内（県外の所定の国立施設等で従事する場合があります。以下同じ。）の従事先施設等において児童の保護等に従事しようとする方
- (3) 優秀な学生であって、家庭の経済状況等から真に貸付けが必要と認められる方

2. 貸付期間

養成施設に在学する期間（原則として最大2年間まで）

※正規の修学期間が2年間を超える養成施設に在学している場合は、2年間に相当する金額の範囲内であれば正規の修学期間を貸付期間とすることができます。

3. 貸付額（下記の金額を上限として貸付）

- | | |
|--------------|----------------------------|
| (1) 修学資金（学費） | 月額 50,000円 |
| (2) 入学準備金 | 200,000円（初回送金時に貸付）※原則1年生のみ |
| (3) 就職準備金 | 200,000円（卒業時に貸付） |

4. 貸付利子

無利子 ※ただし、返還期限日までに返還しなかった場合、返還残額に対して、年3%の延滞利子を徴収します。

5. 定員

30名程度

6. 連帯保証人

1人必要

※連帯保証人は、以下の要件全てに該当する必要があります。

- (1) 日本国内に住所を有する方
- (2) 日本国籍を有する方又は永住者の在住資格を持つ方若しくは特別永住者等の方
- (3) 確実な保証能力を有する成年者の方



7. 返還

返還事由（児童の保護等の業務に従事しなかったとき等）に該当する場合には、月賦の元金均等払方式で岡山県社会福祉協議会が定める返還期間内に貸付金を返還していただきます。なお、返還期間は、返還事由が生じた日の属する月の翌月から、貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間以内の期間を基準として決定します。

8. 返還の債務の当然免除について

以下のいずれかに該当する場合には、貸付金の返還債務が免除されます。

- (1) 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、岡山県内の従事先施設等において児童の保護等に従事し、かつ、5年間引き続き当該業務に従事したとき
なお、過疎地域での従事又は中高年離職者の場合は、返還免除のために必要な業務従事期間が3年に短縮されます。
- (2) 従事先施設等における児童の保護等の業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

9. 申込方法

借入申込者は、借入申込書等を在学している養成施設へ提出してください。提出期限については、在学している養成施設の指示に従ってください。

10. 貸付決定

貸付対象要件を満たす借入申込者の中から定員数及び予算等に応じて一定数の者を選考し、養成施設を通じて、貸付決定又は不承認の通知を行います。貸付決定を受けた方には、指定した期日までに借用証書等を提出していただきます。

この案内は、制度の概要のみをまとめたものです。

具体的な募集内容等については、「令和4年度 保育士修学資金貸付等事業 保育士修学資金 募集要項」を必ずご確認ください。

※「保育士修学資金貸付等事業 保育士修学資金 募集要項」は、岡山県内の養成施設で配布しています。また、岡山県社会福祉協議会ホームページ
(<http://www.fukushiokayama.or.jp/workwelfare/hoikusyuugaku/>) から印刷することもできます。



お申込・お問い合わせ先

社会福祉法人岡山県社会福祉協議会 福祉支援部 生活支援班

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1 きらめきプラザ内

TEL: 086-226-3544 (直通) FAX: 086-225-6602

<http://www.fukushiokayama.or.jp/>